

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況、職員のサービスの状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から1時間

※市立病院の看護師などで、三交代勤務などにより職務に従事する職員もいますが、勤務時間は原則週38時間45分勤務の割り振りをしています

(2) 年次有給休暇の取得状況（一般職）（平成22年）

総付与日数(a)	総取得日数(b)	全対象職員数(c)	平均取得日数(b)÷(c)	取得率(b)÷(a)
50,008日	15,518日	1,333人	11.6日	31.0%

※全対象職員とは、平成22年1月1日～12月31日の全期間を在職した職員であり、中途に採用された者や退職した者、育児休業者も含みます

(3) 特別休暇等の状況（平成23年4月1日）

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別
公民権の行使	必要な時間	有給
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	有給
育児時間	1日2回、それぞれ45分	有給
生理休暇	その都度必要と認められる期間	有給
産前および産後の休業	出産の前後を通じ16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）以内	有給
忌引	死亡者の区分に応じ、1～10日の範囲内	有給
結婚休暇	7日以内	有給
ボランティア休暇	5日以内	有給
夏季休暇	7月1日～9月30日の期間において5日以内	有給
子どもの看護休暇	5日以内※子が複数いる場合は10日以内	有給
介護休暇	2日以内	有給
育児参加休暇	配偶者が出産する場合で、産前産後休業中に5日以内	有給
介護休暇	2週間以上24週間以内	無給
妊娠症対応休暇	妊娠に起因する症状のため勤務が困難な場合で、1日を単位として合計10日以内	有給

(4) 育児休業および育児部分休業の状況（平成22年度）

区分	男		女	
	人数	日数	人数	日数
育児休業	3	29	29	29
育児部分休業	2	6	6	6

(5) 時間外勤務および休日勤務等の状況（平成22年度）

時間外・休日勤務総時間数	支給対象職員数	職員1人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
49,272時間	891人	4.6時間

※土曜・日曜日などに出勤し、振替休暇を取得した場合は含まれていません
※医師・看護師を除く

4 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分は、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その目的は公務能率の維持と向上を図ることにあります。分限処分は、免職、退職、降任、降給の4種類です。懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うためになされる処分です。その目的は公務における規律と秩序を維持することにあります。懲戒処分は、免職、停職、減給、戒告の4種類です。

(1) 分限処分者数（平成22年度）

区分	降任	免職	退職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			26		26
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
計			26		26

(2) 懲戒処分者数（平成22年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告など
法令に違反した場合		1			1	
職務上の義務に違反または職務を怠った場合						19
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合						
計		1			1	

※訓告などは、懲戒処分に至らない行為で、その責任を確認させ、将来を戒めるための措置です

5 職員のサービスの状況

(1) 職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たり全力で専念しなければなりません。(人)

区分	内容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない	1
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷ついたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	
職務専念義務	職員は法律等に特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません	
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に關する等の政治的行為が禁止されています	
争議行為などの禁止	職員は争議行為などが禁止されています	
営利企業などの従事制限	職員は営利企業などに従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません なお、公務の遂行に悪影響をおよぼさないと判断出来るものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます	

(2) 職員は任命権者の承認を得て、職務専念義務を免除される場合があります。(平成22年度)

区分	延べ件数	延べ人数	総時間
職員が職員の給与、勤務時間その他の勤務条件などに関して適法な交渉を行う場合	61件	248人	332時間

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修状況（平成22年度）

職員の能力向上のため、毎年研修を実施しています。(人)

区分	延べ人数
庁内研修（能力開発研修など）	3,151
派遣研修（市町村職員研修所など）	455
合計	3,606

(2) 人事評価の概要（平成22年度）

職員の職務で発揮された能力について、毎年評価を行っています。

区分	延べ人数
評価の回数	1回
評価の期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日
評価の対象人数	1,014人

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、日野市職員互助会を設置し、職員の元氣回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドッグ事業など）を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険および国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害などの状況（平成22年度）

公務上、通勤途上の災害により、負傷などした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。適用件数については下記のとおりです。

区分	地方公務員災害補償法	条例	労働者災害補償保険法
件数	26	0	15

(3) 健康診断の状況（平成22年度）

職員の健康管理のため、毎年健康診断を実施しています。受診者数などについては下記のとおりです。(人)

区分	受診者数
定期健康診断（一次）	1,284
定期健康診断（二次）	39
消化器健診	155
VDT従事者眼科検診	181
B型肝炎予防接種	延べ22
破傷風予防接種	延べ33
健康相談	延べ39

8 公平委員会の業務の状況（平成22年度）

職員は、懲戒その他、その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申立てができます。また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が取られるべきことを要求することができます。平成22年度については不利益処分の不服申立て、勤務条件に関する措置要求は、ともにありませんでした。

告知板

地域福祉活動を助成します

対象事業：①研修・講演会②広報・啓発活動③調査・研究④備品整備⑤地域交流（ミニミニふれあいのつどい）、助成総額：歳末たすけあい地域福祉活動費の30%以内
①地域福祉活動を推進する非営利の団体・ボランティアグループ・施設
②助成の決定は3月下旬までに書面での決定
③1月6日(金)までに申請書
④日野市社会福祉協議会にあり
⑤を郵送または持参
〒191-0011日野本町7の5の23号
協議会（☎582・2319）

市議会が11月30日から開催

平成23年第4回市議会定例会は、11月30日(水)から開催されます。傍聴にお出かけください。また、開会に先立ち、午前10時から市議会本会議場でotoyomiによるプチコンサート（約20分間）を行います。

「わが子」の自立・就職のための保護者セミナー

11月27日(日)午前9時～10時 ※雨天中止
環境保全課
12月3日(土)午前9時30分～11時30分
多摩平の森ふれあい館
①若者と就職事情の理解②悪循環を好循環に転換する方法③効果的な接し方④支援機関情報提供
☎電話、FAXまたはEメールで。住所、氏名、電話番号を記入
NPO法人「育て上げ」ネット（井村 ☎527・6051 FAX 548・1368 ✉mc@sodatea-bene）、市ホームページネットコールセンター

住宅の耐震啓発運動・ローラ作戦実施中

昭和56年以前に建築された木造の戸建住宅を対象に、8月から戸別訪問による耐震啓発活動を実施しています。既に4千306件の住宅を訪問し、110件の無料簡易耐震調査の申し込みを受けて一級建築士による調査をしています。なお、訪問調査員は市発行の身分証明を携行しています。無料簡易耐震調査は平成23年度で終了しますので、早めにお申し込みください。

子育て

平成24年度児童クラブ入会申請案内を配布

児童クラブは、保護者（養育者）が就労などにより、放課後留守になる家庭の小学1～3年生を預かる施設です。
案内配布期間：11月15日(火)～11月31日(火) ※日曜日、祝日、年末年始を除く
配布場所は下表

●配布場所一覧

配布場所	配布時間
市役所2階子育て課	8:30～17:15 ※11月19日～12月24日の土曜日は1階市民相談窓口で配布。
七生支所、豊田駅連絡所	8:30～17:15
児童館	9:30～18:00 ※たまだいら児童館ふれあい、みなみだいら児童館は19:00まで（月曜日、祝日を除く）
児童クラブ	9:30～18:30 ※土曜日は閉所する場合があります。五小、二小いなほ、四小あおぞらの各児童クラブは17:45まで
希望の家	8:30～17:15

のとおり※市内保育園および認定保育所に在籍する5歳児については、施設を通じて配布
①市内在住で平成24年4月に小学1～3年生（障害児は小学4年生まで）になる②保護者（養育者）が就労中などの理由で放課後、適切な育成を受けられない
③11月5日(木)～31日(火) ※受付期間を過ぎて申請をした場合は原則として4月1日からの入会は不可
④注意：①現在入会中あるいは保留待機中の方も改めて申請が必要②保護者が2人ともお勤めの場合、父母それぞれの在職証明書が必要
子育て課

(広告)
消費者金融・クレジット問題でお悩みの方、完済された方
◎債務整理に関するご相談は、初回1時間無料です。費用は分割にできます
◎「任意整理」という方法は、取り期間などにより借金が減額できる可能性があり、場合によってはお金が戻ってくる可能性があります（過払金）。
◎支払い終わった方でも過払金が生じていることがありますので、支払い終わってから10年経っていない方はご相談下さい。 ※業務は司法書士法第3条の範囲内となります
認定司法書士に債務整理を委任すると、ほとんどの場合、業者から本人への取立は止まります。
高橋司法書士事務所 完全予約制 ☎42-506-9856
東京司法書士会所属 司法書士 坂本英三
◆電話受付時間：平日9時～18時（平日夜、土・日・祝は事前要予約）
東京都日野市高幡1009-7-403号 ◆京王線、多摩モノレール高幡不動駅下車徒歩1分